（1962年3月7日 第3種郵便物認可）西鉄組合新聞　（毎月1日発行）

Nishitetsu Kumiai Press

2018.10.19 秋闘 号外

西鉄組合新聞

【発　行　所】福岡市中央区大手門1丁目4番16号
TEL092-771-2931　西日本鉄道労働組合
【編集発行者】川瀬 直之
定価 1部 30円 送料共（この新聞は組合費の中から購読料を徴収しています。）
西鉄労組ホームページ（http://nnr-u.org）▶

西鉄労組2018年秋季年末闘争方針

1 はじめに

私鉄総連は、2017年度第5回中央委員会（2018.7.10）にて、「2018年秋季年末闘争方針」を決定しました。この方針では、18秋闘は、組織・職場総点検闘争として取り組み、組合組織と職場環境の点検を全組合員の参加でおこなうとしています。西鉄労組では、この総連方針に基づき本方針を起案し、組織の強化・発展、運動のさらなる活性化を図るとともに、19春闘勝利、統一地方選挙・参議院議員選挙勝利に向けた闘争態勢の強化につなげていきます。

2 私たちを取り巻く情勢

(1) 雇用情勢について

「一般職業紹介状況」によると、8月の有効求人倍率は前月と同じ1.63倍（福岡県：対前月▲0.03ポイントの1.61倍）で、高水準を維持しています。また、「労働力調査」によると、完全失業率は2.4％（対前月▲0.1ポイント）で、3ヵ月ぶりに改善しました。その一方で、非正規雇用労働者の割合は、前年同月と同率の37.5％で、高止まりしており、依然として多くの労働者が不安定な雇用のもと働いています。

(2) 労働法制について

働き方改革関連法案は、長時間労働を助長しかねない「高度プロフェッショナル制度」が削除されないまま成立しましたが、罰則付き時間外労働時間の上限規制や、不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金などが盛り込まれました。それぞれの施行期日は、時間外労働の上限規制に関わる改正規定の適用が2019年4月1日、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保は、2020年4月1日となりました。また、年次有給休暇の確実な取得のための計画的付与については2019年4月1日の施行となりました。さらに、2020年に向け祝日法の大幅な改正も予定されており、今後の動向も視野に入れた点検が必要です。それぞれの施行内容に留意するとともに、働き方改革の主旨をふまえ、労使で協議し、労働協約などの整備をしていかなければなりません。

(3) 労働災害について

「平成29年 労働災害発生状況」によると、死亡災害は978人（対前年＋50人）で、3年ぶりに増加しましたが、2012年と比較すると10.5％減少しており、長期的には減少傾向にあります。一方、死傷者数は、120,460人（対前年＋2,550人）で、2012年と比較しても0.7％増加しています。厚生労働省が掲げる「第12次労働災害防止計画」では、いずれも「2012年比較で15％以上減少」が目標となっていることから、労働災害防止の取り組みを一層強めていかなければなりません。

(4) 交通運輸産業について

交通運輸産業は、他産業と比べ、長時間労働・不規則勤務・低賃金となっており、各職場で起きている要員不足の一因ともなっています。「過労死等防止対策白書（平成29年版）」によると、脳・心臓疾患の労災補償請求件数は、運輸業・郵便業が最も多くなっています。なかでも、運転者の健康状態に起因する事故発生件数（国交省調べ）は、乗合バスが最も多くなっていることから、前述の労働環境に加え、「人命を預かる」ことの重責が、労働者にとって過度の負担となっていることがうかがえます。事故の原因として、従業員の健康管理と労働環境の問題が指摘されており、安全輸送の使命を果たす私たち自身の健康や安全を守るために、組織・職場総点検闘争に取り組んでいかなければなりません。

3 18秋闘 組織・職場総点検闘争の位置づけ

(1) 18秋闘は、組織・職場総点検闘争（以下、職点闘争）として取り組みます。職点闘争は、1958年の私鉄総連第21回定期大会で決定した「労働協約闘争」以降、歴史のある重要な取り組みです。戦後、封建的であった職場で当時の若い組合役員が中心となり、民主的な職場をめざして取り組んできたことが出発点であり、組織強化には欠かせない、全ての運動の原点でもあります。組合役員と職場が連携し、組合組織と職場環境の点検を全組合員の参加でおこないます。さらには、組合の組織運営、日常の職場活動のあり方など、組織の現状を改めて見つめ直し、19秋闘に向けた統一要求の掘り起こしを進めていきます。

(2) 18秋闘では、職場で特に深刻な問題となっている要員不足の解消に向けた職場環境の整備も主眼となります。人材を確保するには、魅力ある職場環境づくり、人命を預かる責任や厳しい労働に見合った賃金・労働条件の向上が必要であり、交通政策要求を実現する取り組みを強化することも重要です。職場から出された意見を集約するなかで、改善に向けた丁寧な議論をふまえ、組織運営や組合活動の活性化を図り、より強固な組合組織をめざし、19春闘に向けた諸準備につなげていきます。

4 重点項目

(1) 産業別統一闘争の強化、組合活動の強化に向けた組織・職場総点検
(2) 組合役員と職場が連携し、全組合員が参加する職場総点検
(3) 労働関係諸法や祝日法の改正・施行にともなう協定の実態点検
(4) 会社の経営状況、財務状況の把握
(5) これまでの労協闘争における未解決事項の解決

5 たたかいの進め方

18秋闘は、組織・職場総点検闘争の年です。「総連2018年秋季年末闘争方針」に則り、安全に健康で安心して働き続けるための職場環境づくりを求め、以下の2項目について取り組むこととします。

≪具体的な取り組み内容≫

(1) 職場施設の点検（営業施設・宿泊所・折り返し場所など）

職場施設点検では、改善すべき問題点を抽出し、改善すべき内容については、分会処理、部門処理、本部処理のいずれかで対処します。

(2) 職場運営における点検・調査

労働協約全般にわたり、職場運営段階で遵守されているかを点検調査します。本秋闘では、以下の８項目について調査をおこなうこととします。

1．時間外労働、休日労働もしくは遅れ時分を適切に申告していますか。
2．年休取得推進日があることを知っていますか。
3．年次有給休暇を年間５日以上取得できていますか。
4．特別加算休暇を取得できていますか。
5．会社指定休暇を取得できていますか。
6．育児・介護にかかわる諸制度が取得しやすい環境ですか。
7．安全衛生委員会が開催されていますか。
8．分会労使協議会が開催されていますか。

≪スケジュール≫

11月末までに集約し、年内解決をめざします。

＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊

2018秋闘に関する闘争委員会の設置と任務分担

(1) 目　的

2018秋闘の闘争全般にわたる組織体制の確立と指示にあたります。

(2) 性　格

① 組合規約第８条から第11条に定める執行委員会の拡大会議とします。
② 決議に採択を必要とする場合は、執行委員会でおこないます。

(3) 構　成

執行委員、特別執行委員、準特別執行委員

(4) 運営と権限

① 総連の指令と具体化および独自の戦術
② 戦術に臨む意思統一
③ その他、執行委員会が必要と認めた事項

【組織及び任務分担】

闘争委員長　　古賀（孝）
闘争副委員長　　森
闘争書記長　　古賀（栄）

1．交渉対策委員（資料作成・交渉実務・その他）
①対策委員：古賀（孝）・森・古賀（栄）・本間
②交渉委員：古賀（栄）・本間・山本・渡辺・北島

2．戦術委員会（戦術の具体化と立案）
森・古賀（栄）・本間・山本・渡辺・北島

3．組織・総務対策委員
（情報把握・指令・指示の伝達・交渉事項・その他）
本間・山本・渡辺・北島・末次・川瀬
〔各部門担当〕
自動車：松本、鉄道：牧野、兼業：末次

2018年　秋季年末闘争　職場点検・調査用紙

部　門
分　会

（1）営業施設・宿泊所・折り返し場所などにおいて施設改善が必要な個所を記載してください。

場　所	
実　態	
問題点	
改善案	
解決方法	分会処理　部門処理　本部処理

場　所	
実　態	
問題点	
改善案	
解決方法	分会処理　部門処理　本部処理

（2）職場運営における点検・調査

本秋闘については以下の６項目について調査をお願いします。

※　非乗務員　　乗務員　（該当に○）

1．時間外労働、遅れ時分、もしくは休日労働を適切に申告していますか。
A．している　　B．していない
（理由）

2．年休取得推進日があることを知っていますか。
A．知っている　　B．知らない

3．年次有給休暇を年間５日以上取得できていますか。
A．できている　　B．できていない
（理由）

4．特別加算休暇を取得できていますか。
A．できている　　B．対象外職場　　C．できていない
（理由）

5．会社指定休暇を取得できていますか。
A．できている　　B．対象外職場　　C．できていない
（理由）

6．育児・介護にかかわる諸制度が取得しやすい環境ですか。
A．とりやすい　　B．とりにくい
（理由）